

グリーン化特例による重課について

初度検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車は、平成28年度以降、重課税率が適用されます。ただし、車両燃料の種類が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電気併用の軽自動車や被けん引車は重課対象外となります。

重課税率適用開始年度一覧表

初度検査年月	重課税率適用開始年度
平成14年*	平成28年度から
平成15年*	平成29年度から
平成15年10月～平成16年3月	
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度から

平成28年度は、初度検査年月が「平成14年」以前の車両が重課の対象です。

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に初度検査を受けた車両については、自動車検査証に検査年までの記載しかないため、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

グリーン化特例による軽課について

平成27年度中(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に初度検査を受けた三輪および四輪の軽自動車のうち、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、平成28年度に限り軽自動車税が軽減されます。

軽課の対象となるのは表①に該当する車両で、軽課適用後の税率は表②のとおりとなります。

表① 軽課対象車両

対象・要件等*	排出ガス性能		燃費性能	軽減割合
	排出ガス性能	燃費性能		
電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)				概ね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ	32年度燃費基準+20%達成	概ね50%軽減	
		32年度燃費基準達成	概ね25%軽減	
		27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減	
		27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減	

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

表② 軽課適用後の税率

車種区分			税率(年税額)			
			税率を概ね75%軽減	税率を概ね50%軽減	税率を概ね25%軽減	
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	



(低排出ガス車・燃費基準達成車ステッカーの例)

軽自動車税の税率が大きく変わります

平成28年度から

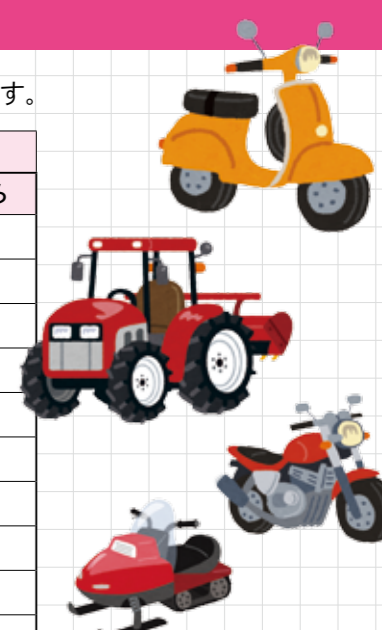
国や地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成28年度から軽自動車税の税率(年税額)が次のとおり変更になります。

問 仙北市税務課
☎ 43-1117

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等

購入や登録時期にかかわらず全ての車両について平成28年度から新しい税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
軽二輪(排気量125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
被けん引車(トレーラー等)		2,400円	3,600円
雪上車		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		4,000円	6,000円



三輪および四輪以上の軽自動車



三輪および四輪以上の軽自動車のうち、平成27年4月1日以後に初度検査*を受けた車両について新しい税率が適用されます。なお、平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両については、現行の税率を据え置く経過措置が適用され、これまでと同じ税率となります。

また、初度検査から13年を経過した車両について税率を上乘せする措置(グリーン化特例による重課)が適用されます。さらに、平成27年度中に初度検査を受けた車両のうち、優れた環境性能を有する車両については、排出ガス性能および燃費性能に応じて税率を軽減する措置(グリーン化特例による軽課)が平成28年度に限り適用されます。

※初度検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときに受ける検査のことです。

初度検査年月は、自動車検査証に記載されています。

車種区分			税率(年税額)			
			初度検査年月		初度検査から13年を経過した車両(重課税率適用)	
			平成27年3月以前の車両	平成27年4月以後の車両		
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	